令和3年5月臨時会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書

(令和3年度5月補正予算等関係(臨時会関係))

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年5月臨時会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号			件名	課名等	頁
第1号	令和	113年	F度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
		1	補正予算説明資料	(総括表)	3
				地域交通政策課	4
		2	歳入歳出事項別明細書		5
		3	節の明細		7

【予算関係以外】

(報 告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について	中山間地域政策課	8
	(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措		
	置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
	(令和3年3月30日専決)		
第3号	長期継続契約の締結状況について	県民参画協働課	1 4
		スポーツ課	
		関西ワールドマスターズ	
		ゲームズ推進課	

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位:千円)

							(+-	11/4 • 1 1 1 1 /
課名	補正前の額	補正額	計		財 源	内 訳		備考
床 右	伸工用の領	州工帜	П	国庫支出金	起債	その他	一般財源	TVIII 175
中山間・地域交通局								
地域交通政策課	666, 818	104, 132	770, 950	104, 132				
地域づくり推進部 計	9, 666, 448	104, 132	9, 770, 580	104, 132				

説明

【主な事業】

(地域交通政策課)

・(新)交通事業者に対する新型コロナウイルス対策支援事業

104,132 千円

令和3年度一般会計補正予算(臨時会関係)説明資料

2款 総務費

2項 企画費 3 **□** 交通対策費 地域交通政策課(内線:7641)

(単位:千円)

_		4/1-/						\ I I—	- 1 1 4/
	事 業 名	補正前	補正	= +	国庫支出金	財 源 起債	内 その他	一般財源	備考
	(新) 交通事 業者に対する 新型コロナウ イルス対策支 援事業	0	104, 132	104, 132	104, 132				
	トータルコスト	0	107, 075		(補正に係る				
	従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	補助金交付事務	答、委託契約 網	静結事務		
	工程表の政策内容					·	·		

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

令和2年度、新型コロナウイルスの影響により交通事業者の経営は大打撃を受け、事業の一部廃止や減便を しながら運行を継続している状況。令和3年度に入り、これまで以上とも言える感染拡大が全国的に広がっており、今後も当面の間厳しい経営環境が続くことが予想され、地域住民の移動手段を守るため、運行を継続す る交通事業者を支援する。

2 主な事業内容

【事業継続に係る運行支援】

(1)バス、タクシーへの広報委託(57,000千円)

バス、タクシーの車両(車体広告や車内広告)を活用し、コロナ対策と経済の両立を図るための広報等を実 (タクシー600台、路線・高速・貸切バス等約550台) 施する。

(2)国3次補正実証運行支援との協調補助(補助率1/4)(16,412千円)

国3次補正で実施する鉄道の実証運行について、国庫補助採択となった事業に対し、県・市町村が協調して

※協調方法は、国庫補助対象月の翌月一月分を支援

※3セク鉄道事業者への出資割合などに応じて出資自治体とも協調して支援

【公共交通の利用促進支援】

(3)貸切バス等利用促進緊急応援補助金 (25,000千円) ※県バス協会経由の間接補助 (補助率1/2) 県民 (グループ等での行楽等) の貸切バス等の活用を促すため、新たな需要開拓を行うバス事業者等を支援 する。 (定例的に学校行事として活用されるものを除く。県内移動に限定する。)

(4)「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金(5,000千円) 業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援し、地域住民の社 会生活及び経済活動に不可欠な移動手段を維持・確保する。 補助対象経費

新型コロナウイルスへの感染予防又は感染拡大防止に資する物品等の購入費及びリース料(空気清浄 機、空気清浄モニター等)

実施主体

県内に拠点があるバス、タクシー、第三セクター鉄道、公共交通空白地有償運送の事業者及び共助交通 を実施する地域団体

補助率

3/4 (ただし、国の地域交通に係る感染防止対策補助(1/2等)を活用する場合。(国と県で協調し補助 率3/4))

【その他】

(5)医療従事者へのタクシー利用助成事業(720千円)

新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関及び帰国者・接触者外来のある医療機関で奮闘されている方向けにタクシーでの通勤費用を助成することで、タクシーの利用促進につなげるとともに、通勤時の身体的・ 精神的負担の軽減を図る

※タクシー利用助成対象者:入院協力医療機関又は帰国者・接触者外来(公立病院を除く)に勤務されて いる方

事業目標・取組状況・改善点

- (1)事業目標
- (2)取組状況
- 目標 運行を継続する交通事業者を支援し、地域住民の移動手段を守る。 |状況 令和2年度交通事業者の経営状況等に応じて支援を実施 貸切・高速バス:貸切バス利用代金の割引支援や貸切・高速バス車両への広告掲載を実施(96,500千
 - 路線バス:路線バスを維持するため事業者への運行支援や高速バス等の車両維持費を支援(140,000千 イ 円)
 - タクシー:タクシー車両への広告掲載を実施(32,000千円) ゥ
 - 共通(バス・タクシー・鉄道): 感染拡大防止のための資機材整備支援や公共交通車両の換気性能の高さをPRする動画を制作し、SNS等で情報発信(21,500千円)

令和3年度5月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位·千円)

	2款 総務費							(単位:千円)
款項目				うち地域つ	びり推進部				
							2項 企画	費	
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	600,032		600,032	138,664		138,664	133,297		133,297
2 給 料	3,150,584		3,150,584	804,660		804,660	797,008		797,008
3 職員手当等	4,702,501		4,702,501	427,355		427,355	417,731		417,731
4 共 済 費	1,137,113		1,137,113	290,043		290,043	287,112		287,112
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424						
7 報 償 費	250,349		250,349	17,486		17,486	14,991		14,991
8 旅 費	231,504		231,504	47,725		47,725	38,114		38,114
費用弁償	37,852		37,852	12,206		12,206	10,614		10,614
普通旅費	151,560		151,560	21,064		21,064	15,063		15,063
特別旅費	42,092		42,092	14,455		14,455	12,437		12,437
9 交 際 費	2,900		2,900	300		300	100		100
10 需 用 費	563,150		563,150	101,624		101,624	31,707		31,707
11 役 務 費	570,028		570,028	49,833		49,833	26,126		26,126
12 委 託 料	5,472,480	57,700	5,530,180	2,409,397	57,000	2,196,077	1,966,330	57,000	2,023,330
13 使用料 及び 賃借料	1,144,873		1,144,873	31,922		31,922	18,062		18,062
14 工 事 請 負 費	2,744,511		2,744,511	2,260,187		2,133,122	2,133,122		2,133,122
15 原 材 料 費	565		565	565		565	565		565
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	93,574		93,574	21,917		21,917	21,719		21,719
18 負担金、補助及び交付金	10,756,556	1,049,432	11,805,988	3,022,723	47,132	3,069,855	1,592,004	47,132	1,639,136
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800						
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	35,528		35,528	173		173	173		173
25 寄 付 金									
26 公 課 費			225						
27 繰 出 金									
予備費									
計	31,634,397	1,107,132	32,741,529	9,624,574	104,132	9,331,321	7,478,161	104,132	7,582,293
財国庫支出金	4,953,449	1,107,132	6,060,581	743,512	104,132	847,644	252,162	104,132	356,294
源地方債	2,817,000		2,817,000	2,406,000		2,061,000	2,044,000		2,044,000
内その他	1,523,310		1,523,310	598,920		598,920	207,769		207,769
訳 一般財源	22,340,638		22,340,638	5,876,142		5,823,757	4,974,230		4,974,230

令和3年度5月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

<u> </u>					(単位:千円)	
# = -	2款 総務費			地	域づくり推進	部	
款項目	うち地域づ			合 計			
	2項 企画費						
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				138,664		138,664	
2 給 料				804,660		804,660	
3 職員手当等				427,355		427,355	
4 共 済 費				290,043		290,043	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報 償 費	390		390	17,486		17,486	
8 旅 費	1,641		1,641	47,725		47,725	
費用弁償				12,206		12,206	
普通旅費	1,400		1,400	21,064		21,064	
特別旅費	241		241	14,455		14,455	
9 交 際 費				300		300	
10 需 用 費	1,419		1,419	101,624		101,624	
11 役 務 費	1,250		1,250	49,833		49,833	
12 委 託 料	26,742	57,000	83,742	2,411,697	57,000	2,468,697	
13 使用料 及び 賃借料	600		600	31,922		31,922	
14 工 事 請 負 費				2,260,187		2,260,187	
15 原 材 料 費				565		565	
16 公有財産購入費							
17 備 品 購 入 費				21,917		21,917	
18 負担金、補助及び交付金	634,603	47,132	681,735	3,062,297	47,132	3,109,429	
19 扶 助 費							
20 貸 付 金							
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積 立 金	173		173	173		173	
25 寄 付 金							
26 公 課 費							
27 繰 出 金							
予 備 費							
計	666,818	104,132	770,950	9,666,448	104,132	9,770,580	
財国庫支出金	59,462	104,132	163,594	749,272	104,132	853,404	
源 地 方 債				2,406,000		2,406,000	
内その他	173		173	599,710		599,710	
訳 一般 財源	607,183		607,183	5,911,466		5,911,466	

節の明細

				項	目	金額(千円)等
2款	総	务費				
	2項	企ī	画費			
		3 目	2 11 121121			
		負担金、補助 及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策地域鉄道実証運行補助金				16, 412
				貸切バス等利用仮	产進緊急応援補助金	25,000
		公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金				5,000
				新型コロナウイル 用補助金	ンス感染症対応にあたる医療従事者のタクシー利	720

報告第1号(条例関係) 中山間地域政策課(内線:7961) 議会の委任による専決処分の報告について 件 (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例の制定について 名 (令和3年3月30日専決) 1 提出理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、関係する条例について 所要の改正を行う。 提 2 概要 出 (1) 次の条例中引用する法律の名称等を改める。 ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例 理 イ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例 ウ 鳥取県基金条例 (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。 由 及 び 概 要

(鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正)

第1条 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「中山間地域」とは、次	第2条 この条例において「中山間地域」とは、次
の各号のいずれかに該当するものをいう。	の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別	(3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法
措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規	<u>律第15号)第2条第1項</u> に規定する過疎地域
定する過疎地域(同法 <u>第3条第1項若しくは第2</u>	(同法 <u>第33条第1項</u> 又は <u>第2項</u> の規定により過
項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第	疎地域とみなされる区域を含む。)
44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区	
域を含む。)	
(4) 略	(4) 略
2 · 3 略	2・3 略

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改工	後		改	正	前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げけた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げ に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を 免除することができる。

			免 除
貸付	金の種類	免除の条件	の範
			囲
介護福祉	県内にお	1 介護福祉	債 務
士等修学	ける介護福	士等養成施	の全
資金	祉士及び社	設を卒業し	部
	会福祉士の	た日から1	
	充実に資す	年(他の介	
	るため、介	護福祉士等	
	護福祉士等	養成施設へ	
	養成施設	の入学、災	
	(社会福祉	害、疾病そ	
	士及び介護	の他やむを	

る免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄 る免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄 免除することができる。

			免 除
貸付	金の種類	免除の条件	の範
			囲
介護福祉	県内にお	1 介護福祉	債 務
士等修学	ける介護福	士等養成施	の全
資金	祉士及び社	設を卒業し	部
	会福祉士の	た日から1	
	充実に資す	年(他の介	
	るため、介	護福祉士等	
	護福祉士等	養成施設へ	
	養成施設	の入学、災	
	(社会福祉	害、疾病そ	
	士及び介護	の他やむを	

福祉士法 得ない理由 (昭和62年 により知事 法律第30号) が必要と認 第7条第2 めたとき は、知事が 号若しくは 第3号又は その都度定 第39条第1 める期間) 号から第3 以内に介護 号までに規 福祉士登録 定する学校 簿又は社会 又は養成施 福祉士登録 設をいう。 簿に登録 し、かつ、 以下同じ。) に在学する 県内又は知 事が別に定 者で、将来 県内におい める県外の 施設(以下 て介護福祉 士又は社会 「県内等」 福祉士の業 という。) に 務に従事し おいて介護 ようとする 福祉士又は ものに対し 社会福祉士 て貸し付け の業務その る資金 他知事が別 に定めるこ れに準ずる 業務(以下 「介護福祉 士等業務」 という。) に 従事し、次 のいずれか の要件に該 当すること となったと き。 ア・イ 略 ウ 過疎地 域の持続 的発展の 支援に関 する特別 措置法 (令和3

福祉士法 (昭和62年 法律第30号) 第7条第2 号若しくは 第3号又は 第39条第1 号から第3 号までに規 定する学校 又は養成施 設をいう。 以下同じ。) に在学する 者で、将来 県内におい て介護福祉 士又は社会 福祉士の業 務に従事し ようとする ものに対し て貸し付け る資金

得ない理由 により知事 が必要と認 めたとき は、知事が その都度定 める期間) 以内に介護 福祉士登録 簿又は社会 福祉士登録 簿に登録 し、かつ、 県内又は知 事が別に定 める県外の 施設(以下 「県内等」 という。) に おいて介護 福祉士又は 社会福祉士 の業務その 他知事が別 に定めるこ れに準ずる 業務(以下 「介護福祉 士等業務」 という。) に 従事し、次 のいずれか の要件に該 当すること となったと き。 ア・イ 略 ウ 過疎地 域自立促 進特別措 置法(平 成12年法

律 第 1 5

号) 第2

条第1項

年法律第1

9号) 第2 に規定す 条第1項 る過疎地 に規定す 域(以下 る過疎地 「過疎地 域(以下 域」とい 「過疎地 う。) にお 域」とい いて、引 う。)にお き続き3 いて、引 年間介護 き続き3 福祉士等 年間介護 業務に従 福祉士等 事したと 業務に従 き。 事したと き。 エ~カ 略 エ~カ 略 略 略 略 略 備考 略 略 備考 略

(鳥取県基金条例の一部改正)

第3条 鳥取県基金条例 (平成19年鳥取県条例第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改正	後			改 正 前					
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)							(第2条、	第3条、	第5条、第7条	:関係)	
名称	設置目	積立て	運用益金の	処分事		名称	設置目	積立て	運用益金の	処分事	
	的		整理又は処	由			的		整理又は処	由	
			理						理		
略						略					
9 鳥	山村	一般会	(1) 一般	当該		9 鳥	山村	一般会	(1) 一般	当該	
取県	振興法	計歳入	会計歳入	基金の		取県	振興法	計歳入	会計歳入	基金の	
中山	(昭和	歳出予	歳出予算	設置目		中山	(昭和	歳出予	歳出予算	設置目	
間ふ	40年法	算に定	に計上し	的を達		間ふ	40年法	算に定	に計上し	的を達	
るさ	律第64	める額	て、当該	成する		るさ	律第64	める額	て、当該	成する	
と農	号)第		基金の設	ために		と農	号)第		基金の設	ために	
山村	7条第		置目的を	必要な		山村	7条第		置目的を	必要な	
活性	1項の		達成する	経費の		活性	1項の		達成する	経費の	
化基	規定に		ために必	財源に		化基	規定に		ために必	財源に	
金	より指		要な経費	充てる		金	より指		要な経費	充てる	
	定され		の財源に	とき。			定され		の財源に	とき。	
	た振興		充当				た振興		充当		
	山村、		(2) (1)				山村、		(2) (1)		

	T T	111	
過疎地	のほか、	過疎地	のほか、
域の持	一般会計	域自立	一般会計
続的発	歳入歳出	促進特	歳入歳出
展の支	予算に計	別措置	予算に計
援に関	上して基	法(平	上して基
<u>する特</u>	金に積立	成12年	金に積立
別措置	て	法律第	て
法 (令		15号)	
和3年		第 2 条	
<u>法律第</u>		第1項	
<u>19号)</u>		に規定	
第 2 条		する過	
第1項		疎地域	
に規定		その他	
する過		自然	
疎地域		的、経	
その他		済的、	
自然		社会的	
的、経		諸条件	
済的、		に恵ま	
社会的		れない	
諸条件		地域に	
に恵ま		おい	
れない		て、住	
地域に		民が共	
おい		同して	
て、住		行う農	
民が共		山村が	
同して		保有す	
行う農		る多様	
山村が		な機能	
保有す		の維持	
る多様		及び強	
な機能		化並び	
の維持		に利用	
及び強		及び活	
化並び		用に係	
に利用		る活動	
及び活		等を推	
用に係		進し、	
る活動		もって	
等を推		これら	
進し、		の地域	
もって		の農山	
これら		村の活	

略							
図るこ と。							
村の活 性化を					と。		
の農山					図るこ		
の地域					性化を		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

報告第3号

設置場所等	鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	鳥取県地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ 課	鳥取県地域づくり推進部 スポーツ振興局関西ワー ルドマスターズゲームズ 推進課
契約期間	令和3年5月10日 ~令和5年8月31日	令和3年4月1日 ~令和5年8月31日	令和3年4月1日 ~令和5年8月31日
契約金額 円	222, 038	159, 500	255, 200
契約の相手方	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂
数量	1 🗅	1 日	1 中
契約対象物品	ンログパイーへ	ンロケパソコン	ベロベジイーへ
種類	多品名中	多名字字	参 品 小
契約所属名	地域づくり推進部県民参画協働課	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ 課	地域づくり推進部スポーツ振興局関西ワールドマスターズゲームズ推進課
番号	1	2	3